

「日本学術会議法」の制定に抗議する声明

2025年6月17日

学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める弁護団

「日本学術会議法」が、2025年6月11日、参議院本会議で可決され、成立するに至りました。

この法律は、国の特別の機関であり政府から独立して職務を行うことが法文に明記されていたこれまでの日本学術会議を廃止し、新たな特殊法人としての「日本学術会議」（以下「新学術会議」という。）を設立するというものです。これを推進した政府、与党などは、これによって新学術会議の独立性が高まると主張してきましたが、同法は、新学術会議について、内閣総理大臣が任命する監事や日本学術会議評価委員会はもちろん、選定助言委員会及び運営助言委員会という外部の者からなる機関を設け、幾重にもその人事及び運営を制約する仕組みとなっており、新学術会議の独立性・自律性が根本的に侵害されるおそれが極めて強くなっています。

また、新学術会議が発足するに際しての会員の選任は、ナショナル・アカデミーの世界標準であり、現行の学術会議が採っている会員選考方式であるコ・オプテーション（現会員が次の会員候補者を推薦する方式）が採られず、それが発足3年後の2回目の会員選任でも繰り返される異例な建て付けになっているため、会員選考に関する政府からの独立性が確保されず、かつ、これまでの日本学術会議との連続性が遮断されてしまいます。新会長の人事についても、内閣総理大臣の判断に大きく左右されかねない仕組みになっています。さらに財源の国庫負担の原則も明示されず、安定した財政基盤が確保されないおそれもあります。

このような点から、当事者である現学術会議は、同法案の抜本的修正を求めてきましたが、政府・与党等はその意見に一切耳を貸すことなく、強引に法案を成立させました。このような制度の内容及び手続は、ナショナル・アカデミーに対するものとして、極めて異常なものと言わなければなりません。

そして何よりも問題なのは、この法律が内閣総理大臣による違法な任命拒否を事実上正当化するものであり、政府による新学術会議の会員人事や運営に対する大幅な介入を可能にするものであることです。2020年10月の学術会議会員候補者任命拒否の当事者6名と情報公開請求をした1162名の法律家、そして私たち弁護団は、政府に対して、任命拒否について説明責任を果たすことを求めてきました。ところが、政府はその理由の説明も根拠となる文書の開示もしないまま、逆に学術会議の方を内閣総理大臣の監督権の下に置くという、本末転倒の法案を国会に提出しました。このような法律の制定は、まさに暴挙だと言わざるを得ません。

以上の理由により、私たち弁護団は、この度の日本学術会議法の強行制定に強く抗議するものです。

なお法案の採決にあたっては、衆参の内閣委員会のいずれもが、「令和二年の会員任命拒否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること」との付帯決議を、法案に賛成した自民党、公明党、日本維新の会なども賛成して採択しました。この付帯決議は、任命拒否問題をいまだに解決しないまま今回の法案を提出し、その採決を強行する政府に対する市民の強い抗議の声を反映したものに他なりません。

私たちは、現在私たち弁護団が取り組んでいる上記任命拒否に係る行政文書及び個人情報の開示請求訴訟において、国に対し、改めて、上記両院の内閣委員会の付帯決議を踏まえ、任命拒否の理由や意思決定過程を明らかにする文書の開示を強く求めます。そして、これによって任命拒否の真相が明らかにされることを通じて、今後、真にナショナル・アカデミーにふさわしい独立性と自律性が保障された学術会議のあり方が再検討されるべきことを訴えるものです。

以上